

スマート議会の在り方検討プロジェクト会議での検討内容について

令和 3 年 9 月 9 日
スマート議会の在り方
検討プロジェクト会議

「スマート議会の在り方検討プロジェクト会議」をこれまで5回開催し、議事のスマート化について検討しましたので報告します。なお、運用については議会運営委員会でご協議いただきますようお願いいたします。

1. 「議事におけるスマート化」の検討課題について

○本会議場でのパソコンの使用

【現状】

「本会議及び委員会におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用に係る議会運営委員会の申合せ事項」の「2 対象となる機器」で、本会議場でのパソコンの使用については下記の通り規定されている。

—抜粋—

2 対象となる機器

本会議及び委員会に持ち込み、使用できる機器は、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンとする。ただし、パソコンについては、本会議に持ち込まないものとする。

4 使用に当たっての注意

(3) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう配慮すること。

【会議での意見】

- ・複数のPDFを扱うような場合にタブレットでは難しく、キーボードが必要
- ・一方でキーボードの操作音が場合によっては議事の支障となる場合がある

【対応方針（プロジェクト会議案）】

貸与タブレットでもキーボードを使用する場合は想定されることから、操作音を理由としてパソコンの持ち込みを認めないことに齟齬が生じている。そのため、上記申し合わせ事項の「2 対象となる機器」の但し書きを削除する改正を行う。

あわせて、「4 使用にあたっての注意事項」の(3)を「十分配慮すること」とする改正を行う。

○本会議場の映写資料のデジタル化

【現状】

「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」の「8 発言時等における議場内スクリーンへの資料映写」で、発言時等における議場内スクリーンへの資料映写については下記の通り規定されている。

—抜粋—

(4) 映写資料は、A 4判の用紙を基本とし、演壇での掲示資料の内容と同一のものとする。

(7) 議場内スクリーンへの映写作業は、議員の指示に従い書記が行う。

【会議での意見】

- ・映写資料をオーバーヘッドプロジェクターで映しているのが大変見づらい
- ・パソコンからファイルを直接投影すれば見やすくなるのではないか
- ・タブレットで映写資料が見ることができるようしてほしい

【対応方針（プロジェクト会議案）】

資料映写はファイル形式で行うこととする。ただし、その場合も議場内スクリーンへの映写作業は、議員の指示に従い書記が行うこととし、これまで通り質問日の前々日の午後5時までに提出するものとする。

○議事予定のデジタル化

【現状】

- ・議員へは会議の開催通知をその都度送付
- ・三重県議会ホームページで「月別の日程」、「年間議事予定」を公開

【会議での意見】

- ・日程の変更や急な追加の場合、情報が入るまで時間がかかっている

【対応方針（プロジェクト会議案）】

貸与タブレットの標準アプリ「カレンダー」の共有機能を活用し、試行的に議事予定の入力を行う。ただし、開催通知等の既存方法は引き続き行うこととし、あくまで補助的に活用するものとする。

2. 貸与タブレット型端末機への資料送付について

【対応方針（プロジェクト会議案）】

以下の資料について、試行的にタブレットへ送付する

- ・本会議における質問時の映写資料
- ・全員協議会等における資料（執行部説明会、代表者会議、議会運営委員会など）
- ・当初予算関連などページ数の多い冊子となった資料

また、タブレットの操作説明会を既に実施しており、多くの議員が試行したことも踏まえ、全議員を対象として送付する。

3. 今後の進め方について

他県でのクラウドシステムの導入状況等を調査するなど、引き続き議会のスマート化に向けて検討を行っていく。